

## I C T 活用工事（舗装工）積算要領

### 1. 適用範囲

本資料は、以下に示す I C T による舗装工（以下、舗装工（I C T））に適用する。

積算にあたっては、施工パッケージ型積算基準により行うこととする。

- ・不陸整正（I C T）
- ・下層路盤（車道・路肩部）（I C T）
- ・上層路盤（車道・路肩部）（I C T）

なお、現場条件によって「2-1 機械経費」に示す I C T 建設機械の規格よりも小さい I C T 建設機械を用いる場合は、施工パッケージ型積算基準によらず、本資料は、以下に示す I C T による舗装工（以下、舗装工（I C T））に適用する。 積算にあたっては、施工パッケージ型積算基準により行うこととする。

### 2. 機械経費

#### 2-1 機械経費

舗装工（I C T）の積算で使用する I C T 建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。

なお、賃料については、土木工事標準積算基準書の「第2章 工事費の積算」①直接工事費により算定するものとする。

- ①不陸整正（I C T）、下層路盤（車道・路肩部）（I C T）、上層路盤（車道・路肩部）（I C T）

I C T 建設機械名	規格	機械経費	備考
モータグレーダ	土工用・排出ガス対策型 (第二次基準値)・ブレード幅3.1m	賃料にて計上	I C T 建設機械経費加算額は別途計上

#### 2-2 I C T 建設機械経費加算額

I C T 建設機械経費賃料加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1 機械経費で示す I C T 建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

- (1) 不陸整正（I C T）、下層路盤（車道・路肩部）（I C T）、上層路盤（車道・路肩部）（I C T）

対象建設機械：モータグレーダ

賃料加算額：49,000円／日

#### 2-3 その他

I C T 建設機械経費等として、以下の各経費を、共通仮設費の技術管理費に計上する。

##### 2-3-1 保守点検

I C T 建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。

- (1) 不陸整正（I C T）、下層路盤（車道・路肩部）（I C T）、上層路盤（車道・路肩部）（I C T）

$$\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役(円)} \times 0.18(\text{人/日}) \times \frac{\text{施工数量(m}^2\text{)} \times \text{層数}}{\text{作業日当たり標準作業量(m}^2/\text{日}\cdot\text{層})}$$

(注) 作業日当たり標準作業量は「第 I 編第 14 章その他④作業日当たり標準作業量」の I C T 標準作業量による。

## 2－3－2 システム初期費

ＩＣＴ施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。

(1) 不陸整正（ICT）、下層路盤（車道・路肩部）（ICT）、上層路盤（車道・路肩部）（ICT）

対象機械：モータグレーダ

623,000 円／式

## 3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

なお、3次元起工測量・3次元設計データの作成費用は、見積り（諸経費含む）によるものとし、現場管理費及び一般管理費の対象外とする。

## 4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における費用の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

・共通仮設費率補正係数 : 1.2

・現場管理費率補正係数 : 1.1

※小数点第3位四捨五入2位止め

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～3)又は完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来形計測とし、ＩＣＴ活用工事（舗装工）実施要領に示すその他の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

3) 上記1)又は2)に類似する、その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

### (2) 費用計上にあたっての留意事項

1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、妥当性の確認を行うこととし、受注者からの見積りにより算出される金額が(1)で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。

2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

## 5. 受注者希望型における変更施工数量

受注者から提案・協議によりＩＣＴ施工を実施した場合は、ＩＣＴ施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は別紙「ＩＣＴ舗装工における積算」によるものとする。

現 行		改 定
<p>1 適用範囲 本資料は、以下に示す I C T による舗装工（以下、ICT 舗装工）に適用する。 積算にあたっては、施工ベッカージ型積算基準により行うこととする。 ・不陸整正（ICT） ・下層路盤（車道・路肩部）（ICT） ・上層路盤（車道・路肩部）（ICT）</p> <p>なお、現場条件によって「2-1 機械経費」に示す I C T 建設機械の規格よりも小さい I C T 建設機械を用いる場合は、施工ベッカージ型積算基準によらず、本資料は、以下に示す I C T による舗装工（以下、舗装工（ICT））に適用する。積算にあたっては、施工ベッカージ型積算基準により行うこととする。</p> <p>2 機械経費</p> <p>2-1 機械経費 ICT 舗装工の積算で使用する I C T 建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。 なお、賃料については、土木工事標準積算基準書の「第2章 工事費の積算」①直接工事費により算定するものとする。</p> <p>不陸整正（ICT）、下層路盤（車道・路肩部）（ICT）, 上層路盤（車道・路肩部）（ICT）</p> <p>2-2 ICT建設機械経費加算額 ICT建設機械経費賃料額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃料費用とし、「2-1 機械経費」で示す I C T 建設機械に適用する。 なお、加算額は以下のとおりとする。 不陸整正（ICT）、下層路盤（車道・路肩部）（ICT）, 上層路盤（車道・路肩部）（ICT） 対象建設機械：モータグレーダ 賃料加算額：49,000円／日</p> <p>2-3 その他 ICT建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。 2-3-1 保守点検 ICT建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。 不陸整正（ICT）、下層路盤（車道・路肩部）（ICT）, 上層路盤（車道・路肩部）（ICT） 保守点検費 = 土木一般世話料(円) × 0.18(人/日) × <math>\frac{\text{施工効率}(\text{m}^2/\text{日}) \times \text{施工日数}}{\text{施工効率}(\text{m}^2/\text{日}) \times \text{施工日数}}</math></p> <p>(注) 作業日当り標準作業量は「第1編第14章その他の③作業日当り標準作業量」の I C T 標準作業量による。</p>	<p>文言修正</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、以下に示す I C T による舗装工（以下、舗装工（ICT））に適用する。 積算にあたっては、施工ベッカージ型積算基準により行うこととする。 ・不陸整正（ICT） ・下層路盤（車道・路肩部）（ICT） ・上層路盤（車道・路肩部）（ICT）</p> <p>なお、現場条件によって「2-1 機械経費」に示す I C T 建設機械の規格よりも小さい I C T 建設機械を用いる場合は、施工ベッカージ型積算基準によらず、本資料は、以下に示す I C T による舗装工（以下、舗装工（ICT））に適用する。積算にあたっては、施工ベッカージ型積算基準により行うこととする。</p> <p>2. 機械経費</p> <p>2-1 機械経費 舗装工（ICT）の積算で使用する I C T 建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。 なお、賃料については、土木工事標準積算基準書の「第2章 工事費の積算」①直接工事費により算定するものとする。</p> <p>①不陸整正（ICT）、下層路盤（車道・路肩部）（ICT）、上層路盤（車道・路肩部）（ICT）</p> <p>2-2 ICT建設機械経費加算額 ICT建設機械経費賃料額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃料費用とし、2-1 機械経費で示す I C T 建設機械に適用する。 なお、加算額は、以下のとおりとする。 (1) 不陸整正（ICT）、下層路盤（車道・路肩部）（ICT） 対象建設機械：モータグレーダ 賃料加算額：49,000円／日</p> <p>2-3 その他 ICT建設機械経費等として、以下の各経費を、共通仮設費の技術管理費に計上する。 2-3-1 保守点検 ICT建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。 (1) 不陸整正（ICT）、下層路盤（車道・路肩部）（ICT）、上層路盤（車道・路肩部）（ICT） 保守点検費 = 土木一般世話料(円) × 0.18(人/日) × <math>\frac{\text{施工日当り標準作業量}(\text{m}^2/\text{日}) \times \text{施工日数}}{\text{施工日当り標準作業量}(\text{m}^2/\text{日}) \times \text{施工日数}}</math></p> <p>(注) 作業日当り標準作業量は「第1編第14章その他の③作業日当り標準作業量」の I C T 標準作業量による。</p>	

	現 行	改 定
	<p>2-3-2 システム初期費</p> <p>I C T施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 不整修正(I C T)、下層路盤(車道・路肩部)(I C T) 対象機械：モータグレーダ 623,000円／式</p> <p>3 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</p> <p>3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <p>なお、3次元起工測量・3次元設計データの作成費用は、見積り(諸経費含む)によるものとし、現場管理費及び一般管理費の対象外とする。</p> <p>4 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共通仮設費率補正係数 : 1.2</li> <li>・現場管理費率補正係数 : 1.1</li> </ul> <p>※小数点第3位四捨五入2位止め</p> <p>なお、I C T舗装工において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の(1)～(3)又は完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来形計測とし、それ以外のI C T活用工事(舗装工) 試行要領に示された出来形管理の経費は、補正係数を乘じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。</p> <p>(1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</p> <p>(2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</p> <p>(3) 上記1) 又は2) に類似する、その他の3次元計測技術を用いた出来形管理</p> <p>5 受注者希望型における変更施工数量</p> <p>受注者からの提案・協議によりI C T施工を実施した場合は、I C T施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は別紙「I C T舗装工における算算」によるものとする。</p>	<p>2-3-2 システム初期費</p> <p>I C T施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 不整修正(I C T)、下層路盤(車道・路肩部)(I C T)</p> <p>対象機械：モータグレーダ 623,000円／式</p> <p>3 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</p> <p>3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <p>なお、3次元起工測量・3次元設計データの作成費用は、見積り(諸経費含む)によるものとし、現場管理費及び一般管理費の対象外とする。</p> <p>4 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共通仮設費率補正係数 : 1.2</li> <li>・現場管理費率補正係数 : 1.1</li> </ul> <p>※小数点第3位四捨五入2位止め</p> <p>上記費用の対象となる出来形管理は、以下の(1)～(3)又は完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来形計測とし、I C T活用工事(舗装工) 実施要領に示す他の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行われない。</p> <p>1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</p> <p>2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</p> <p>3) 上記1) 又は2) に類似する、その他の3次元計測技術を用いた出来形管理</p> <p>(2) 費用計上にあたっての留意事項</p> <p>1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行いう場合は、妥当性の確認を行うこととし、受注者からの見積りにより算出される金額が(1)で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算上額とする運用とする。</p> <p>2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。</p> <p>5. 受注者希望型における変更施工数量</p> <p>受注者から提案・協議によりI C T施工を実施した場合は、I C T施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は別紙「I C T舗装工における算算」によるものとする。</p>